

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	自然保護課	整理番号	5-4
許認可等の種類	生息地等保護区に係る損失の補償			
根拠法令条例等・条項	長野県希少野生動植物保護条例第30条			
許認可等の概要	県は、第24条第4項の許可を受けることができないため、同上第7項の規定により条件を付されたため又は第26条第2項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に申請実績が無いため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に事例がなく設定困難のため)			
期間の制定根拠	—			